

保存版

令和元年度

保護者 様(家庭数)

習志野市立東習志野小学校
校長 鈴木 清彦

天候悪化への対応について

天候が悪化した場合は、原則として以下のように対応します。保護者の皆様の御理解、御協力をお願いします。

裏面の「当日の朝、登校について保護者の判断を可とする場合」も御確認ください。お子様の安全を第一に御対応ください。

1 前日までの対応について

(1) 給食の有無につきましては、前日(休日が入る場合は休前日)9:00までに、校長会と教育委員会学校教育課とで協議し、決定します。

※給食食材納品中止の都合上、給食の有無は、この段階で決定されます。

(2) 翌日の対応につきましては、前日12:00(正午)に、校長会と教育委員会学校教育課とで協議し、決定します。

(3) 御家庭には以下の方法で連絡します。

① 児童を通じて、文書で連絡します。

② 前日13:00(午後1時)以降 学校から緊急連絡メールを送信します。

※休日の場合は、②のみの対応となります。

《連絡する内容について》

- ・明日は「臨時休業です。」
- ・明日は「登校時刻を変更し、〇〇時登校です。」
- ・明日は「通常通りの登校です。」

[当日小学校が臨時休業(休校)・一部休業となった場合]

<放課後児童会の対応>

○放課後児童会は、当日の8:00(午前8時)の開設に向けて準備を行います。

※放課後児童会の支援員が到着するまでは、児童は校内で預かります。

○給食中止となっている場合は、弁当を持たせてください。

○登室する場合は、必ず保護者の付き添いをお願いします。

2 当日の朝、登校について保護者の判断を可とする場合

- 下記(1)～(4)の場合には、臨時休業とはしませんが、実際の天候等の状況によって、保護者の判断で登校を見合わせることを可とします。
- 気象情報(警報等)が発令されているかどうかの確認は、保護者が行ってください。
- 保護者の判断により登校を見合わせた場合には、「出席停止・忌引」に該当するため、遅刻・欠席にはいたしません。
- ▽気象情報の地域区分は気象庁のホームページによります。

(「習志野市は、単独で「二次細分区域」になります。また、習志野市は「市町村をまとめた地域」の東葛飾に含まれます。)

- (1) 学校から、前日に「一部休業」又は「通常通り」と連絡があったにも関わらず、午前6時の時点で 暴風警報や大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合、また、習志野市に土砂災害警戒情報が発表されている場合。
- (2) 台風・強力な低気圧等の接近・通過に伴い、暴風警報が発令されず、大雨警報・洪水警報だけが発令されている場合。
- (3) 急激な天候変化時に、雷注意報、竜巻注意情報、大雨警報、洪水警報が発令されている場合。
- (4) その他 通学路において、安全が確保されていない場合。

3 給食の対応

給食が中止となった日の必要な給食費は、徴収させていただきます。